

第3章 第9期・第8期の計画の取組状況と課題

1. 基本施策（1）「みんなで支えあうしくみづくり」の充実

（1）取組の推進状況

1 地域で支えあう体制づくり（地域包括ケア）の推進

①地域包括支援センターの機能強化

- 日ごろから地域包括支援センターと市で連携を図るとともに、地域包括支援センター基本指針・運営指針を元に、毎年重点取組方針を定め、年2回地域包括支援センター運営協議会で点検・評価してきました。
- 地域ケア会議、出前講座、広報紙の発行などを通じて、地域や関係者へ地域包括支援センターの活動を発信しました。
- 社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの三職種がチームを組み、複数のチームを形成しながら、市内各所から出てくる相談に対応してきました。
- 認知症地域支援推進員の人材確保に努め、認知症施策に取り組む体制を維持してきました。
- 資質向上等研修会やプランチェックを行い、三次市介護支援専門員連絡協議会とも連携してケアマネジャーの資質向上に取り組んできました。
- 地域包括支援センター、市、権利擁護センターもみじが相互連携を意識し、適切なサービスや制度利用につなげることで、権利擁護相談への対応を強化してきました。
- 地域包括支援センターは、高齢者の相談体制の中核であるため、各関係機関と連携を図り、また、職員の資質向上にも取り組んできました。
- 高齢者の相談窓口はどこか分からず相談しないケースがあると考えられるため、冊子やリーフレットを作り、啓発を実施してきました。

②地域ケア会議の充実

- 支援者が対応に苦慮する高齢者への支援について個別ケア会議を随時開催し、個別課題解決を図ってきました。
- 地域ケア会議の設置は、地域のニーズを踏まえて着実に進めてきました。また、地域ケア会議においては、求められている機能を踏まえ、課題の抽出や独自の取組が各地区で進んでいます。
- オンラインによる新しい生活様式を踏まえた形での会議の実施方法（オンライン形式、ハイブリッド形式）を実施した地域はほとんどありませんでした。
- 地域包括ケア推進連絡会議を2か月に1回開催し、市内にある地域ケア会議の直近の開催状況を共有し、会議の場であった意見や助言はその後の地域ケア会議の運営に活用してきました。
- 地域包括ケアの考え方を広く周知するために、近年「地域包括ケア講演会」を開催してきましたが、コロナ禍のため開催できない年もありました。

③高齢者の見守り体制の強化

- 見守りは、高齢者等見守り隊事業を中心として行いました。見守りを兼ねて配食サービスを実施し、協定の締結などにより民間事業者との連携強化も進めてきました。

- いのちのボタンや緊急通報システムの設置を進め、緊急時に命を守り、円滑に親族とつながることができる状況を作り出してきました。
- 介護者が側にいないときにも認知症の方が家で安全に過ごすことができるように、認知症高齢者等生活援助事業に取り組み、介護者の負担軽減も図ってきました。

2 サービスを提供する側の連携強化

①在宅医療・介護連携の推進

- 医療・介護の連携については、広島県、(一社)三次地区医師会等と連携しながら、備北地域全体の枠組みの中で、そのあり方について検討してきました。
- 地域ケア会議や専門職会議等のネットワーク機能を通じて、医療機関と介護施設が顔の見える関係づくりを推進し、個別ケースへの対応にも活かしてきました。
- 多職種が協働し開催している多職種連携会議を含む既存の会議や研修等の機会を、日常の取組をより効果的にしていくための、顔の見える関係づくりの機会と捉えて、各職能団体や会議体との連携を進めてきました。

②情報共有及び発信

- 医療福祉総合情報システム「びほくいいきネット」を活用し、医療・介護関係者や地域住民への情報発信を行ってきました。

3 権利擁護の推進

①高齢者への虐待防止に向けた取組の充実

- 市民向け、支援者向けの講演会や研修会を通じて虐待防止への理解促進を図ってきました。
- 虐待の対応は関係機関の連携が重要になってくる中、市では「三次市権利擁護ネットワーク」を活用して、その連携を図ってきました。

②成年後見制度の普及・啓発の促進

- 成年後見制度講演会や権利擁護講演会を開催し、出前講座の実施を含め、成年後見制度への理解促進を図ってきました。
- 権利擁護の会議の場で、高齢者本人の意思を尊重した支援について研修し、また、中核機関の設置に向けての協議を行ってきました。
- 市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の確保を図ることで、身近に住む地域住民が高齢者の権利を支える体制づくりを推進してきました。

(2) 主な取組の実績**地域ケア会議**

区分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
地域ケア会議	設置数	10か所	10か所	11か所
	開催数	25回	26回	33回
個別ケア会議	開催数	35回	49回	37回

高齢者等見守り隊事業

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
対象者数	1,478人	1,419人	1,323人

総合相談支援

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
総合相談件数	2,072件	1,663件	1,623件
内, 新規相談件数	776件	656件	852件

高齢者虐待の状況

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
高齢者虐待対応件数	9件	16件	12件
権利擁護・虐待相談件数	209件	189件	124件

成年後見制度の状況

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
市長申立て件数	9件	10件	13件
利用支援事業利用件数	9件	8件	9件

(3) 施策推進の課題

1 地域で支え合う体制づくり（地域包括ケア）の推進

①地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターの存在と意義がより多くの市民に認知される必要があります。
- ニーズ調査において、43.6%の方が「介護や健康などについて、いつでも相談できる窓口」が在宅生活を続けるために必要なこととして、回答されています。その窓口が地域包括支援センターであることの認知度を高める必要があります。
- 認知症に関する相談窓口の認知度は、ニーズ調査において32.6%と低い状態にあるため、地域包括支援センターの周知や、窓口につながるまでの過程等を見直す必要があります。
- 市からの専門職の派遣の継続を含め、地域包括支援センターの三職種の確保に取り組む必要があります。また、認知症地域支援推進員を含め、他の業務の人員確保にも努める必要があります。
- 老人介護支援センターは、地域包括支援センターのブランチ等として積極的に活用及び連携を図ることが全国的にも推奨されています。三次市においても、市内の各老人介護支援センターと地域包括支援センターが機能的・機動的に相談をつなげる体制を構築する必要があります。また、地域包括支援センターがより主導的な立場に立ち、市内のケアマネジャーへの更なる支援を図る必要があります。
- 成年後見制度など財産管理・身上監護については、対応を権利擁護センターもみじにつなぐことが大事であり、その連携について関係者の共通認識を高める必要があります。
- 地域包括支援センターは、支援ができる関係機関との関係性を高めていくことで、業務の効率化を図る必要があります。
- 高齢者について相談したいときには、地域包括支援センターに行くか、電話すればいいと思ってもらえる周知・啓発を強化する必要があります。
- 地域ケア会議を通じて、地域住民のつながりの必要性を課題として確認してもらう仕掛けが必要です。

②地域ケア会議の充実

- 個別ケア会議，自立支援型個別ケア会議で抽出・発見された地域課題等を地域ケア会議につなげる必要があります。
- 地域ケア会議で地域課題等を抽出し，住民主体の具体的な取組につなげ，地域包括ケアシステムを充実する必要があります。
- 地域ケア会議において地域課題発見（地域課題を抽出・共有），地域づくり・資源開発に取り組むことは，地域で効果的な生活支援等を実施するために必要です。
- 集約した課題を介護保険運営協議会につなげ，本計画に反映させることで，地域ケア会議の政策形成機能の構築を図る必要があります。
- 市ホームページ，広報紙等により，地域包括ケアの考え方が市内全域に浸透していくよう随時周知を行う必要があります。

③高齢者の見守り体制の強化

- 巡回相談員の負担を軽減し、持続可能性を高めるために、ICTの活用を含め、更なる見守りの効率化に取り組む必要があります。
- いのちのボタン、緊急通報システムの設置をさらに進める必要があります。
- 認知症高齢者等生活援助事業の認知度を高めていく必要があります。

2 サービスを提供する側の連携強化

①在宅医療・介護連携の推進

- 医療・介護の連携は、広島県をはじめ関係機関と連携し、備北地域全体で取組と体制づくりをする必要があります。

②情報共有及び発信

- 医療福祉総合情報システム「びほくいいきネット」を関係機関が十分に活用できるように関係機関との連携を強化する必要があります。

3 権利擁護の推進

①高齢者への虐待防止に向けた取組の充実

- 虐待防止に対する理解を深める必要性とともに、虐待が起こらない環境づくりや虐待を発見した場合の対応などの対処についても啓発する必要があります。

②成年後見人制度の普及・啓発の促進

- 成年後見制度について、手続きや相談窓口の周知を行う必要があります。
- 権利擁護に係る地域連携ネットワークのしくみについて議論する必要があります。
- 成年後見制度の利用者数は増加傾向にあります。三次市における成年後見制度の中核機関を明確化しながら、成年後見を受任する成年後見人の確保に取り組む必要があります。
- 新たな市民後見人の養成をするなどして、活動できる市民後見人候補者の確保と活動するケースの検討をする必要があります。

2. 基本施策（2）「いつまでも元気でいられる仕掛けづくり」の推進

（1）取組の推進状況

1 認知症へのサポートの充実

①認知症についての相談機能の強化

- 啓発用ツールも作成して、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることを周知してきました。また、関係団体との多様な連携を通じて、相談や早期対応が必要な人の情報提供を受けることができます。

②早期発見・早期支援への体制強化

- 認知症対策連絡会議の構成団体など、関係機関でつながることのできるネットワークを構築できています。
- 早期支援につながるように、主にかかりつけ医から認知症初期集中支援チームにつないでいく取組を進めており、近年、紹介元は医療機関が最も多い状況にあります。
- 認知症初期集中支援チームの運営や活動については、チーム内部や外部者で構成する検討委員会でチームへの理解と評価を行い、よりよいチームづくりの検討・提言を行っています。

③認知症の人と家族への支援体制の充実

- 警察と市の認知症高齢者等の相互支援協定が機能しており、警察が路上等で困り事やトラブルを抱えている認知症高齢者の発見と初動対応を行い、その後の支援を市に引き継ぐという連携体制が構築できています。
- 認知症サポーターの養成や認知症の人にもやさしい事業所の認定も着実に増えています。
- 認知症高齢者等生活援助事業は、徘徊の可能性のある高齢者を見守るという介護保険サービスの上乗せ事業であり、認知症の方が増えていく中、介護者支援のため欠かすことのできないサービスとなっています。

④認知症への理解と予防に向けた取組の推進

- 9月の啓発月間を中心に、展示、出前講座、ケーブルテレビでの呼びかけなど、市民への認知症に対する啓発活動を広く展開してきました。
- 地域ケア会議で認知症をテーマとするなど、市民・専門職が独自に学びを展開している地域もあります。
- 認知症サポーターの養成や認知症の人にもやさしい事業所認定を通じて、認知症を予防する取組の大切さと認知症を理解し温かく見守ることの必要性を伝えていきます。
- 認知症への理解を地域・市民に広げるリーダーであるキャラバン・メイトの養成を行い、また、定例会の開催や認知症の取組への参加などにより、メイト間の交流や自己研鑽が図られています。
- 認知症カフェの開設数は年々増加しており、地域の人と認知症本人・家族が交流し、当事者への理解の輪を広げることが着実に進んでいます。

2 高齢者の元気な体づくりへの支援

①元気サロンの拡大

- 元気サロンは介護予防において最も重要な取組ですが、活動自粛期間も多く、コロナ禍で新たな元気サロンの立ち上げは件数が伸びませんでした。
- ケーブルテレビや音声告知放送で体操の放送を継続していることは、市民から評価を受けています。

②介護予防・生活支援サービス事業の充実

- 多様なサービス実施のために、従前相当サービスと訪問型サービスBなどについて関係機関と相互理解を図り、サービス利用推進に向けて取り組みました。

③健康づくり事業との連携

- 健康づくり事業の中で、市の保健師を中心に出席講座なども含め、フレイル予防の啓発を行いました。
- 令和4（2022）年度からは、オーラルフレイルについての取組も進めています。
- 地域包括ケア推進事業と健康づくり事業とで連携し、令和5（2023）年度に入ってから、「フレイル予防から地域包括ケアを考える」と題して地域包括ケア講演会を再開しています。

3 高齢者が活躍できるまちづくり

①生きがいづくりへの支援

- 健康であることは生きがいにもつながる大切な要素です。そのような観点からも、心と体の健康づくりに効果がある元気サロンの立ち上げ・運営支援を行っています。
- 老人クラブの運営・活動支援を行っています。生活支援サポーターについてはフォローアップを行うとともに、養成の方法・手続きを見直し、サポーターとして活躍しやすい環境づくりについて検討してきました。

②高齢者への移動支援の充実

- 市の公共交通を担当している部局との連携について検討してきました。
- 運転免許を自主返納された高齢者への市民バス無料利用者証やタクシー利用助成券の交付に取り組んできました。（高齢者運転免許自主返納支援事業）

③安心安全な生活環境への支援

- 協議体機能がある10の地域ケア会議において、地域資源の把握と地域の中で生活を支え合うしくみについて協議を進めてきました。
- 緊急通報システムの支給、いのちのバトンの配布、配食サービス、軽度生活援助事業や、介護者支援策である介護用品支給事業などを実施することにより、介護保険サービスでは対応できない在宅での生活支援を実施し、市民の暮らしの安心につなげてきました。
- 三次市には養護老人ホームが3施設（定員合計160人）ある特性も活かし、自宅で暮らすことができない人の住まいの確保を支援してきました。また、市内にある各種施設に関する相談等を通じ、自宅で生活が難しくなった人への住まいの確保の支援を行ってきました。

(2) 主な取組の実績**認知症サポーター養成事業**

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
サポーター人数(累計)	7,120人	7,543人	8,018人

認知症初期集中支援チーム

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
認知症サポート医	14人	14人	14人
チーム員	35人	34人	34人
支援対象者	7人	7人	14人

認知症カフェの設置支援

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
認知症カフェ設置数	14か所	15か所	17か所

元気サロンの立上げ、運営支援

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
元気サロン設置数	51件	53件	56件
参加者実人数	718人	737人	679人

老人クラブへの活動支援

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
老人クラブ数	103クラブ	102クラブ	99クラブ
加入者数	2,770人	2,711人	2,708人

(3) 施策推進の課題**1 認知症へのサポートの充実****①認知症についての相談機能の強化**

- ・認知症相談窓口を知っている人の割合が32.6%と目標の50%に届いておらず、広く周知していく必要があります。三次市地域包括支援センターへの認知症相談は、約70%が医療機関や事業所などの支援機関・関係機関からの紹介で、相談により要介護認定につながった人の50%以上が、要支援を経ることなく要介護1以上と認定されています。
- ・要介護認定のない一般高齢者はもちろん、家族を含めた高齢者以外の世代に地域包括支援センターの認知度が上がることが早期発見・早期支援にもつながるため、ターゲットを意識した周知方法を考える必要があります。

②早期発見・早期支援への体制強化

- 当事者及び家族が認知症に対して否定的なイメージを持っているケースが多いことも、早期相談に至らない理由の一つです。認知症は早期の対応により重症化を防ぐことができるため、「認知症の早期発見の必要性に対する認識を高める取組」や「認知症の人へ周囲の人が声をかけやすくなるための環境づくり」を住民に対し普及啓発していくことが必要です。
- 認知症及びその疑いがある方の認知症初期集中支援チームへのつなぎ方やチーム員の当事者との関わり方は、ケースバイケースでもありますが、手法の見直しも必要です。
- 早期支援につなげるためには、地域包括支援センターとチームとの連携が大事です。連携の形はケースバイケースでもありますが、連携のしくみも見直しも必要です。

③認知症の人と家族への支援体制の充実

- 認知症サポーターの役割の明確化、認知症の人にもやさしい事業所との連携・情報共有のほか、どのようなチームオレンジ体制を三次市で構築していくか検討する必要があります。
- 家族介護者交流事業は1回10人程度の参加者を募り介護者の心身のリフレッシュのために実施していますが、規模や回数については、ニーズを把握しながら検討する必要があります。
- 若年性認知症の人とその家族への支援体制も検討する必要があります。

④認知症への理解と予防に向けた取組の推進

- 「家族が認知症になったら」「近所の人認知症になったら」どう対処したらいいのか、講演会の開催や、リーフレットの配布などでの啓発を進める必要があります。
- 認知症については、市や地域包括支援センターだけで周知をするのではなく、社会的役割を明確に示し、フォローアップを行うことで、キャラバン・メイト、認知症の人にもやさしい事業所、認知症サポーターと連携しながら行い、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる輪を多方向から広げていく必要があります。

2 高齢者の元気な体づくりへの支援

①元気サロンの拡大

- コロナ禍で立ち上げの啓発や仕掛けが十分にできませんでした。今後は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、慎重にはありますが、立ち上げ促進を強化していく必要があります。また、新規立ち上げだけでなく、既存の元気サロンのフォローアップも大切です。
- オンラインによる元気サロンの実施も検討しましたが、ニーズはなく、新しい生活様式を踏まえた活動支援は元気サロンについては難しさがあると言えます。

②介護予防・生活支援サービス事業の充実

- 多様な通所型・訪問型サービスについては、ボランティア主体（住民主体）でサービス実施について検討を進めてきましたが、利用が進むように、生活支援サポーターの養成やしきみづくりに引き続き取り組む必要があります。

③健康づくり事業との連携

- フレイル予防の啓発は、健康づくり事業との連携により取り組む必要があり、認知症予防については、どのような方法で予防啓発を図っていくか、引き続き検討が必要です。

3 高齢者が活躍できるまちづくり

①生きがいづくりへの支援

- 元気サロンへの男性の参加を促すことが必要です。また、既存の元気サロンへの参加者が減少していることへの対応も必要です。
- 老人クラブの会員数、生活支援サポーター数が減少しており、高齢者への生活支援の取組を進めるためには担い手確保が必要です。

②高齢者への移動支援の充実

- 市の公共交通を担当している部局との定期的な情報交換を行うなど、公共交通部門と福祉部門の連携体制を構築する必要があります。

③安心安全な生活環境への支援

- 生活支援コーディネーターの人員確保と継続的で粘り強い地域との関係づくりが必要です。
- 移動支援以外にも、買い物や積雪時の除雪作業、田畑の管理、飼育している動物の世話、電球・電池の交換など高齢者に必要な生活支援は多種多様にあります。互助・共助・公助によるしくみの整理、見直し及び構築について考える必要があります。
- 認知症の中核症状のある方はもちろん、徘徊を含めた認知症の周辺症状もある方や精神疾患がある方の住まいの確保については、体系的な解決策を見いだしていかなければなりません。

3. 基本施策（3）「暮らしを支えるための介護保険制度の運営」の追求

（1）取組の推進状況

1 サービス提供体制の充実

①サービスの質の向上

- 三次地域密着型サービス事業所連絡会や三次市介護支援専門員連絡協議会等において、情報交換や研修等を行い連携を図っています。
- 事業所運営指導については、これまでは概ね4年に1回行っていましたが、令和2（2020）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により運営指導実施が困難な状況の下で取り組みました。
- 地域包括支援センターや三次市介護支援専門員連絡協議会と協同し、ケアマネジャーの質の向上を目的とし研修会を実施しました。

②サービス提供体制の維持

- 西部圏域に1か所地域密着型サービス事業所の整備を計画・実施し、令和5（2023）年度から看護小規模多機能型居宅介護事業所が事業開始しました。
- 市内事業所の体制や基盤の状況を把握しながら、国、県と連携して必要な支援を行ってきました。
- 感染症や災害が発生した場合であっても、介護サービス事業者が利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修や訓練の実施を呼びかけました。
- 感染症発生時や災害時においても継続的なサービス提供を維持できるよう、地域における関係者の連携体制や対応などに努めました。

2 適切な介護給付への取組強化

①要介護認定の適正化

- 認定調査票の認定審査前点検を100%実施しました。
- 認定調査員研修は、直営調査員研修を毎月実施、フォローアップ研修を毎年県と市で交互に実施しました。
- 認定審査会委員研修は令和4（2022）年度はオンラインで開催しました。
- 認定審査会新任委員研修は県が主催する研修に毎年参加しました。

②ケアプランの点検

- ケアプランの点検は、国民健康保険団体連合会のケアプラン点検支援事業により実施し、ケアマネマイスターによる指導助言、ケアプラン分析システムを活用しました。事業所運営指導に併せて行っていたため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施できない時期がありました。

③住宅改修等の点検体制の強化

- 住宅改修の点検は、専門職として福祉住環境コーディネーターが関わりました。
- 福祉用具貸与の点検を実施しました。

④給付に係る情報の点検及びデータ分析の実施

- 国民健康保険団体連合会の給付適正化システムを利用し、「介護給付縦覧点検」や「医療情報との突合点検」を継続して実施しました。

⑤給付に係る情報発信の強化

- ・広報紙やホームページ、出前講座や各種協議会等を通じた情報提供をしました。

3 在宅での介護を支える体制づくり

①在宅サービスの充実

- ・在宅で介護を行っている方が、レクリエーション、介護者相互の交流会などを通じて心身のリフレッシュをできるよう家族介護者交流事業を実施しました。コロナ禍で交流が難しい中ではありましたが、介護者の方に学びや癒しを提供し、相互交流を通じた介護者の孤立感の解消を図ることができました。

②介護者への支援体制の強化

- ・認知症高齢者等生活援助事業、在宅高齢者等介護用品支給事業を、介護者支援の観点から実施し、介護者の負担軽減を図ってきました。

4 制度を支える人材の育成及び確保

①介護サービスを担う人材確保への支援

- ・平成29（2017）年度から開始している介護職員の資格取得に向けた研修等への受講費用の一部補助を継続して推進しました。

②研修等を通じた人材育成の推進

- ・三次地域密着型サービス事業所連絡会において、同業者・同業種による交流や研修会を実施することにより、人材の育成・定着、事業所間の情報共有につながっています。
- ・また、事業所に対して各種研修会の情報提供を行いました。

③サービス提供に係る事務負担軽減

- ・サービス提供に係る申請書等の文書について、様式変更による簡略化や市への文書提出方法の効率化を行ってきました。

(2) 主な取組の実績

ケアプラン点検の実施

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
ケアプラン点検数	13件	3件	16件

運営指導の実施

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
運営指導事業所数	44か所	0か所	13か所

家族介護者交流事業

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
開催回数	2回	1回	3回
参加者数	11人	10人	22人

(3) 施策推進の課題

1 サービス提供体制の充実

①サービスの質の向上

- 介護サービスの質の向上及び適切なサービス提供のために、サービス提供事業所に対して運営指導を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施ができない状況が続きました。事業所負担を考慮しながら、指導監督を確実・効率的に行う体制整備が必要です。

②サービス提供体制の維持

- 令和5（2023）年度から看護小規模多機能型居宅介護事業所が事業開始しましたが、引き続き、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるように、ニーズの把握に努め、必要なサービス量を見込む必要があります。
- 物価高騰や人材不足等からサービス提供の維持が難しくなっている状況があります。現状でのサービス事業所の利用者の心身の状態や環境に応じた受け入れ体制の構築への対応も課題となります。
- 令和5（2023）年度に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、感染対策に関する一定の指標がなくなったことから、業務継続に向けた計画の見直し、研修、訓練等を継続して呼びかけていき、事業所の体制構築を図る必要があります。

2 適切な介護給付への取組強化

①要介護認定の適正化

- 認定率は減少傾向にありますが、広島県及び全国と比較すると依然として高い傾向にあります。介護予防の充実とともに、要介護認定の適正化や適正な介護サービスの利用についての取組が必要です。

②ケアプランの点検

- ケアプランの点検は、国民健康保険団体連合会のケアプラン点検支援事業を活用し、事業所運営指導に併せて行っているため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施できない時期がありました。事業所負担を考慮しながら、持続的・効果的に行う体制整備が必要です。

③住宅改修等の点検体制の強化

- 福祉用具購入・貸与の点検に作業療法士等の専門職が関わる事ができていません。関与できるしくみづくりに継続して取り組み、適切な給付につなげていく必要があります。

④給付に係る情報の点検及びデータ分析の実施

- 「介護給付縦覧点検」や「医療情報との突合点検」については、事業所の照会等から過誤調整等を含む点検業務について、専門的知見活用のため、引き続き国民健康保険団体連合会への委託等を図り、効果的かつ効率的な取組を継続して行っていく必要があります。

⑤給付に係る情報発信の強化

- 個別の給付状況については、給付費の通知によるサービス内容や費用額等の情報発信をサービス利用者に向けて行ってきましたが、効果的に情報発信できる方法を検討していく必要があります。

3 在宅での介護を支える体制づくり

①在宅サービスの充実

- ニーズ調査において、自身に介護が必要となった場合または家族に介護が必要となった場合については、約4割が自宅で介護を受けたいと回答しています。在宅介護実態調査において、介護者のうち60代以上が7割を超えており、老老介護の状態となっています。引き続き介護に関する相談窓口の周知とともに、在宅において介護される人に効果的なサービス利用や、介護する人の負担軽減につながる、継続的かつ計画的な基盤整備・体制確保の取組が必要です。

②介護者への支援体制の強化

- ニーズを見極めながら、継続して家族介護者交流事業、認知症高齢者等生活援助事業、在宅高齢者等介護用品支給事業などの介護者支援を図る必要があります。

4 制度を支える人材の育成及び確保

①介護サービスを担う人材確保への支援

- 介護職員の資格取得に向けた研修等への受講費用の一部補助を継続して推進してきましたが、介護報酬改定等に対応した補助内容に、見直していく必要があります。

②研修等を通じた人材育成の推進

- 三次地域密着型サービス事業所連絡会による取組に加えて、介護人材育成支援事業において事業所への研修支援を行ってきましたが、事業所の運営環境の変化を踏まえ、実態にあった内容に対しての支援を行っていく必要があります。

③サービス提供に係る事務負担軽減

- サービス提供に係る申請書等の文書について様式変更による簡略化等を行ってきましたが、国及び広島県の動向を見ながら、ICT等の活用により、新たに負担軽減を図ることができる部分について取組を進めていく必要があります。